| | |
|---|---|
| 名　称 | 能美市街灯（防犯灯）電気料補助金交付要綱（抜粋） |
| 目　的 | 交通安全や犯罪の防止のために町会・町内会が設置し、管理する街灯の電気料に対する補助金の交付 |

（交付基準）

１．補助は、町会又は町内会が管理する街灯の電気料に対して、毎年度、予算の範囲内において次の方法で算出する。

【補助額の算出】

①　ＬＥＤ街灯を優先し、予算の範囲内で配分（現在は 100%）

②　上記①配分後の予算の範囲内で、非ＬＥＤ街灯にも補助（現在は実質補助率 9%）

２．補助を受けようとする町会・町内会は、所定の様式による請求書をもって市長に申請しなければならない。

（事務担当）

この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民生活部生活環境課（TEL：58-2217、場所：本庁舎 2 階）で担当する。

街灯ＬＥＤ化のさらなる促進

- 町会・町内会管理の街灯のＬＥＤ化率は、2025 年度末で 91.1%となっており、LED 化が順調に進んでいます。
- 現在は【非ＬＥＤ街灯の電気料】にも一部補助されていますが、今後は、【非ＬＥＤ街灯の電気料】に補助がまわらなくなることも考えられます。
- 蛍光灯については 2027 年度に製造・輸出入が全面禁止となります。
- 町会・町内会管理の蛍光灯など【非ＬＥＤ街灯】について、ページ 3-3-1 の「設置補助金」制度の活用により、早期にＬＥＤ化を進めていただくことをお勧めします。

【参考】ＬＥＤ化のメリット

- ＬＥＤは長寿命【交換頻度の減少】
  蛍光灯：約 6,000～12,000 時間⇒ＬＥＤ：約 40,000 時間
- ＬＥＤは省電力【電気料金の節約】
  蛍光灯⇒ＬＥＤ　消費電力は約 1/2
- ＣＯ２排出量削減【地球にもやさしい】

申請書ダウンロードはこちらのＵＲＬもしくはＱＲコードからダウンロードして下さい

| 【ＵＲＬ】 | 【ＱＲコード】 |
|---|---|
| https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=1159 | |

※平成１７年４月１日から施行